

那こ教第65号  
令和3年5月24日

保護者の皆様

こども教育保育課長  
(公印省略)

**緊急事態宣言発令に伴う就学前教育保育施設の対応について**  
**【第54報】**

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

この度、沖縄県への新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置区域の追加を踏まえ、別添のとおり県から対処方針が示されたことから下記のとおり取り扱うことといたしましたので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本決定事項は、5月24日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

1 実施内容

別添「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」及び「緊急事態宣言に伴う就学前教育保育施設の対応について」（保護者向け）のとおり

2 実施期間

令和3年5月24日（月）～同年6月20日（日）

本件の担当  
那覇市こども教育保育課  
電話：861-2113

# 緊急事態宣言に伴う 就学前教育保育施設の対応について

## 1【登園の自粛】

○感染拡大防止の観点から、登園の自粛を要請いたします。保護者の皆様においては、可能な限り（平日に仕事が休みの場合等）登園の自粛をお願いします。この場合、保育料等の減免措置対象といたします。

## 2【健康管理等の徹底】

- 検温シートの記入、手洗い、うがい等の感染予防の徹底をお願いします。
- 園児については、発熱があった場合、解熱後 24 時間は自宅で様子を見てください。なお、発熱の有無にかかわらず、体調不良の場合は、登園を行わないでください。
- 同居家族に体調不良の方がいた場合、可能な限り、登園をお控え下さい。
- 同居家族に濃厚接触者、もしくは、PCR 検査対象者がいる場合、結果が出るまでは可能な限り登園を控えていただき、体調管理をしてください。

## 3【外出の自粛】

- 別添の県対処方針のとおり、健康維持や生活に必要なものを除き、ご家庭においても外出自粛の徹底にご協力ください。
- 県外への往来については、【第 53 報】のとおり、健康観察及び帰沖後 2 週間の登園自粛を可能な限りお願いいたします。なお、この場合、保育料等は減免措置対象といたします。

## 4【園行事について】

○人を園に集める行事については、原則「延期」となっておりますので、ご理解の程よろしくをお願いします。